

## 内閣審議官及び内閣参事官の公募について

令和4年4月20日

内閣官房副長官補付の内閣審議官ポスト及び内閣参事官ポストについて、高い能力を有する職員を出身府省の壁を超えて登用するため、オール霞が関での公募による候補者の選考を行うこととする。

### 1 公募する職員

内閣審議官（部長級） 5名

内閣参事官（課長級） 1名

### 2 職務内容

別紙のとおり

### 3 任期等

別紙のとおり

### 4 応募資格

各府省庁の職員

- ・内閣審議官：部長級以上の職員に加え、課長級の職員の応募も可能とする。
- ・内閣参事官：課長級以上の職員に加え、室長級・課長補佐級の職員の応募も可能とする。
- ・職種、年齢は問わない。

### 5 応募及び選考の手順

- (1) 応募者は、所属する各府省庁の人事担当課を通じて、5月11日（水）までに内閣官房副長官補（室）人事担当あて応募するものとする。
- (2) 応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- (3) 内閣官房副長官補（室）において書類選考及び面接の上候補者を決定する。

【本件問い合わせ先】  
内閣官房副長官補（室）人事担当  
電話 5253-2111（代表）

## 【別紙 1】

### 公募する内閣審議官（技術的課題支援調整担当）の職務内容

国土強靱化、地域活性化、日本の魅力発信などの課題に対応するため、政府一丸となって取り組むべき施設整備のニーズや建築技術に関連する施策の重要性が増加する中で、主に技術的側面から各府省庁の取組みを支援及び調整を行うことにより、関係するプロジェクト・施策の政策効果を最大限に発揮させるため、以下の業務に取り組む。

#### 1 施設整備を伴う重要プロジェクトの推進

首里城復元や国立劇場再整備など迅速で着実な実現が必要な重要プロジェクトについて、その円滑かつ効率的な推進を図るため、整備の様々なプロセスにおいて必要となる技術的な支援を行いつつ、関係府省庁・関係機関の横断的調整及び進捗管理等を行う。

#### 2 建築技術に関連する新たな課題への対応

防災・減災、災害時の復旧支援、地域活性化の推進をはじめとする建築技術に関連する様々な課題に対応するための諸施策を効率的・効果的に推進するため、関係府省庁・関係機関の横断的調整等を行う。

（求められる能力）

- ・施設整備プロジェクトや建築技術に関連する施策の推進に関する行政経験
- ・関係府省庁、関係機関、地方公共団体及び産業界等との高度な総合調整能力
- ・施策推進のための戦略の企画立案能力
- ・建築関連施策や技術の動向等にかかる深い知見

（任期）

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。

## 【別紙 2】

### 公募する内閣審議官（行政改革推進本部事務局次長）の職務内容

行政改革推進本部事務局では、国民本位で時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行政事業レビュー、EBPM、調達改善など幅広い分野で行政改革の取組を進めている。今回公募する事務局次長は、主に以下の業務に取り組む。

#### 1 EBPMの推進、アジャイル型政策形成・評価の推進

政策効果を向上させ、より国民に信頼される行政を展開するため、政府全体として、データ等エビデンスに基づく政策立案（EBPM）を推進する。これまでロジックモデルの作成・活用を中心としたEBPMの実践を進めてきており、更なる普及・浸透を図っていく。

さらに、デジタル時代に相応しい政府への転換に向け、機動的で柔軟な見直しを行える、アジャイル型の政策形成・評価の在り方を検討しているところであり、この検討結果を踏まえ、具体化・実践を進めていく。

こうした取組は、人材育成やデータ利活用、さらには作業の重複排除等による各府省庁の職員の負担軽減などの基盤整備を行うとともに、表面的な対応とならないように進めていく必要がある。また、デジタル改革を推進するデジタル庁、政策評価や統計制度を所管する総務省など各府省庁と緊密に連携して取り組んでいく必要がある。これらにより、政策プロセスの中にEBPMを根付かせ、政府全体の政策の質の向上を図っていく。

#### 2 その他の行政改革の推進

総務省と連携し、EBPMと密接に関連する統計改革を推進するとともに（注：内閣官房統計改革推進室は昨年11月12日に廃止、同日付で当事務局へ業務移管）、各府省庁等が実施している各種調査について、調査対象者・調査担当者の負担軽減、調査の品質の向上等の観点から、改善を進める。また、小切手の利用縮減などの会計業務、旅費業務等の効率化に取り組む。

独立行政法人の役員公募手続の適正性の確保など、累次の行政改革に関する政府方針に基づく取組の適切な実施について確認を行うとともに、国民からの意見・要望を踏まえた行政の改善を進める。

（求められる能力）

- ・ EBPM、行政評価、統計、業務改革等に関する深い知見
- ・ 施策の推進に関する企画立案能力
- ・ 有識者や各府省庁に対する説明能力及び高い調整能力
- ・ 課題に的確に対応するための統率力及びマネジメント能力

（任期）

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。

## 【別紙3】

### 公募する内閣審議官（領土・主権対策企画調整室長）の職務内容

領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するとともに、内閣府北方対策本部との連携を図るために設置された領土・主権対策企画調整室の室長として、政府一丸となった領土・主権をめぐる内外発信の強化を図るため、以下の業務に取り組む。

#### 1 領土・主権をめぐる内外発信に係る関係機関との緊密な連携

領土問題担当大臣の下で、「領土・主権をめぐる内外発信に関する総合調整会議」（関係府省庁の審議官クラス等で構成）の運営などを通じて、領土・主権をめぐる内外発信に係る諸課題について、関係機関と緊密に連携し、効果的な内外発信を推進する。

また、島根県「竹島の日」記念式典、竹島東京集会、石垣市「尖閣諸島開拓の日」記念式典等における政府の対応について総合調整を行う。

#### 2 領土・主権展示館を拠点とした情報発信の推進

令和2年1月にリニューアルした領土・主権展示館を拠点とした情報発信について、これまでの取組をフォローアップするとともに、国際情勢や社会環境の変化、最新の研究成果やデジタルの更なる活用にも留意しながら、中長期的な取組の方向性を検討し、取組を推進する。

#### 3 その他

領土や主権に関する問題について関心が高まり、国会等の場で政府の情報発信のあり方が問われる機会も増えている中で、政府の立場や取組について、適切に発信・説明を行う。また、情報発信の取組等を通じ、関係機関、関係地方公共団体とより一層の緊密な連携を図るほか、領土・主権に係る我が国の立場をより客観的かつ説得力のあるものとするため、国際法、国際関係論、郷土史など関係分野における有識者との円滑な協力関係を構築し、その識見を生かした調査・研究を進める。

#### （求められる能力）

- ・領土・主権展示館を拠点とした内外発信を充実・発展させていくためのビジョンと実行力
- ・関係政務や与野党関係者、各府省庁、関係地方公共団体、有識者への高い説明能力と円滑な調整能力
- ・各府省庁等からの出向者を束ねて業務を進めるリーダーシップ、マネジメント能力

#### （任期）

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。

## 【別紙 4】

### 公募する内閣審議官（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官） の職務内容

デジタル田園都市国家構想実現会議事務局では、地方からデジタルの実装を進め、新たな改革の波を起こし、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化の推進に鋭意とりかかっているところ。また、同事務局において、「まち・ひと・しごと創生」に係る事務も一体的に実施しており、人口減少や東京圏一極集中といった課題を解決するため、令和元年12月に閣議決定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な実施に、引き続き、鋭意取り組んでいるところ。

このような状況の中、専門的かつ集中的な対応が必要な、以下の業務に取り組む。

#### 1. デジタル田園都市国家構想に係る SDGs、クールジャパン等との連携及び同構想モデルの海外発信・展開

デジタル田園都市国家構想の推進に当たっては、政策の全体最適化や地域課題の解決の加速化を図る上で、SDGs の理念の取り込みやクールジャパン等との連携が重要。また、SDGs やクールジャパンに係るイベントに加え、各種のフォーラムや大阪・関西万博を盛り上げていくための関連イベントなど、デジタル田園都市国家構想に関連した国際的なイベント等の機会を捉え、デジタル技術の活用による地域づくりの事例やデジタル田園都市国家構想のモデルとなる取組を海外に発信・展開することも重要。

#### 2. まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策の推進

最近の東京圏の人口集中は、女性の行動による影響が大きく、地方への人の流れを強化するためには、女性にとっての魅力のある地域づくりを進めることが極めて重要。特に新型コロナウイルス感染症の影響は女性をめぐる状況を大きく変えつつあり、地域において、就業や育児などの面から女性にとって魅力的な居住環境の構築を進めていくことが重要。また、高齢者・障害者など誰もが活躍し多様性に富む豊かな地域社会づくりを進めることが必要。

## 【別紙 4】

### 3. 地方版総合戦略の策定支援

現在、地方公共団体においても「切れ目ない取組」を進めるため、第2期総合戦略策定を踏まえた新たな「地方版総合戦略」の策定を行っているところであるが、上記の視点を入れた地域づくり、まちづくりについて、スピード感をもって地方版総合戦略に反映させ、または実行に移していくことが必要である。

このため、地域と連携し、地域の課題や実情に応じて、先駆的な優良事例の紹介、具体的な施策へのアドバイスなど、地方公共団体への政策的な支援を行う。

(求められる能力)

- ・クールジャパン、SDGs などに関する深い知見やその知見を着実に実行に移せるような行政経験を含めた高度な企画・立案能力、デジタル田園都市国家構想という政府の重要政策について、政府一体となって戦略的に取り組み、海外展開を図っていく上で必要となる高度な企画・立案能力、各府省庁等をはじめとした様々な主体間との高度な調整能力。
- ・女性・高齢者など多様な生活者のニーズや理解に裏打ちされた地域づくり、まちづくりに関する深い知見と、その知見を着実に実行に移せるような行政経験を含めた高度な企画・立案能力。
- ・第2期総合戦略を実行に移し、地方公共団体に対して知見があり、地域版総合戦略を支援する上で必要となる産業界、地方公共団体、教育・研究機関など様々な主体間との高度な総合調整能力

(任期)

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。

## 【別紙5】

### 公募する内閣審議官（船舶活用医療推進本部設立準備室長（仮称）） の職務内容

「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」の施行（令和6年の見込み）に向け、同法に基づく整備推進計画の策定や必要な法制上又は財政上の措置等に関する準備を進め、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備に関する検討を進めるため、以下の業務に取り組む。

#### 1 医療従事者や運航要員の確保に向けた検討・調整

船舶を利用した医療提供体制を整備するにあたっては、医療従事者の確保と運航要員の確保が課題となる。そのため、陸上の医療施設との役割分担・連携協力のあり方等を整理・検討しつつ、医療団体等と医療従事者の確保に向けた調整等を行うとともに、運航要員の確保のあり方について、関係府省庁等と連携しつつ検討・調整等を行う。

#### 2 船舶の保有のあり方に関する検討・調整

船舶の保有のあり方については、国による保有と民間等による保有、新規建造と既存船舶の活用といった様々な選択肢を幅広く検討する必要がある。そのため、船舶を保有する関係府省庁や民間主体等と調整しつつ、最も実現性、実効性の高い保有のあり方の検討を進める。

（求められる能力）

- ・ 災害時等の危機管理対応に関する行政経験
- ・ 関係する府省庁、国会議員、事業者団体等との高度な総合調整能力
- ・ 施策推進のための戦略に関する企画立案能力

（任期）

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。

## 【別紙6】

### 公募する内閣参事官（領土・主権対策企画調整室参事官）の職務内容

領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するとともに、内閣府北方対策本部との連携を図るため内閣官房に設けられた領土・主権対策企画調整室において、室長たる内閣審議官を補佐し、以下のような業務に取り組む。

#### 1 領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画・立案

我が国の領土・主権をめぐる問題に関して、国内外において我が国の立場に係る正確な理解が浸透するよう、国内広報（領土・主権展示館の運営、インターネットを活用した広報の充実及び領土教育の推進その他の政府機関・地方公共団体等と連携した啓発事業の実施）、対外発信（領土・主権をめぐる問題に関する海外セミナーの開催その他の国際社会に向けた発信）及び調査研究（関係資料・文献の調査・活用等）について、室内を取りまとめ、効果的な施策を立案・推進する。

#### 2 関係府省庁に対する総合調整、関係地方公共団体等との連携・協力

領土・主権をめぐる内外発信に係る諸課題について、「領土・主権をめぐる内外発信に関する総合調整会議」等を通じて、関係府省庁に対する総合調整を行う。また、領土・主権をめぐる内外発信に関する施策の効果を高めるため、政府機関のみならず、関係地方公共団体や知見を有する民間機関、有識者等との連携・協力を進める。

#### 3 内部管理（予算・人事・文書管理等）に関する業務の統括

内閣官房が東京虎ノ門に開設している「領土・主権展示館」の運営経費を始めとして必要な予算を確保・執行するとともに、室員の人事に関し関係府省庁の人事当局と連絡・調整を行うほか、公文書の保存等を適切に行うなど、内部管理・運営に係る業務を統括する。

（求められる能力）

- ・ 領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画・立案能力
- ・ 関係政務、与野党関係者、関係府省庁、関係地方公共団体等への説明能力と調整能力
- ・ 国会、予算・組織、人事、文書管理等に関する知見・実務経験
- ・ 柔軟な発想力と着実な実行力

（任期）

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。